

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 環境への負荷の低減の取組

第一節 地球温暖化の対策の推進（第五条の二 第五条の六）

第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第一款 温室効果ガス排出量の削減（第五条の七 第八条の五）

第二款 登録検証機関（第八条の六 第八条の二十二）

第二節の二 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減（第八条の二十三 第九条）

第二節の三 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減（第九条の二 第九条の七）

第二節の四 フルオロカーボンの管理（第十条 第十七条）

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二 第十

七条の二十三）

第三節 建築物に係る環境配慮の措置（第十八条 第二十五条）

第三節の二 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減（第

二十五条の二 第二十五条の八）

第四節 削除（第二十六条・第二十七条）

第三章から第七章まで（現行のとおり）

附則

第一条（現行のとおり）

（定義）

第二条（現行のとおり）

一から四の四まで（現行のとおり）

五 地域冷暖房 一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供する

ため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製

造

（略）

（略）

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 環境への負荷の低減の取組

第一節 事業活動における環境への負荷の低減（第五条の二 第九条）

第一節の二 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減（第九条

の二 第九条の七）

第二節 フルオロカーボンの管理（第十条 第十七条）

第三節 建築物に係る環境配慮の措置（第十八条 第二十五条）

第三節の二 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示（第二十

五条の二 第二十五条の七）

第四節 地域冷暖房計画（第二十六条・第二十七条）

第三章から第七章まで（略）

附則

第一条（略）

（定義）

第二条（略）

一から四の四まで（略）

五 地域冷暖房 一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供する

ため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製

造

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

造した冷水、温水又は蒸気を導管を通じて複数の建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に搬送し熱を供給する仕組みをいう。

六から十三まで （現行のとおり）

第三条から第五条まで （現行のとおり）

第二章 （現行のとおり）

第一節 地球温暖化の対策の推進

第五条の二から第五条の四まで （現行のとおり）

（地球温暖化対策の推進）

第五条の五 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する前二項の措置について、協力するよう努めなければならない。

（勧告）

第五条の六 知事は、温室効果ガス排出事業者が、前条第一項の規定による地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うおととする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第一款 温室効果ガス排出量の削減

（用語の定義）

第五条の七 この節及び次節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

造した冷水、温水又は蒸気を導管により複数の建物に供給する仕組みをいう。

六から十三まで （略）

第三条から第五条まで （略）

第二章 （略）

第一節 事業活動における環境への負荷の低減

第五条の二から第五条の四まで （略）

（地球温暖化対策の推進）

第五条の五 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための対策の推進について、協力するよう努めなければならない。

（排出概況確認書の作成等）

第五条の六 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）として規則で定めるものを設置し、又は管理している温室効果ガス排出事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、毎年度、前年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の概況を記載した書面（以下「排出概況確認書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第七条の二第一項の排出状況報告書、第七条の三第一項の中間報告書又は第七条の五第一項の結果報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

- 一 温室効果ガス排出量 温室効果ガスである物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業活動に伴つ温室効果ガスの排出の量として規則で定める方法により算定される当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球温暖化をもたらず程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき規則で定める係数をいう。）を乗じて得た量をいう。
- 二 特定温室効果ガス 温室効果ガス排出量の削減が特に必要な温室効果ガスとして規則で定めるものをいう。
- 三 その他ガス 特定温室効果ガス以外の温室効果ガスをいう。
- 四 特定温室効果ガス排出量 特定温室効果ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- 五 その他ガス排出量 その他ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- 六 事業所 建物又は施設（以下「建物等」という。）（エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合はこれらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。）をいう。
- 七 エネルギー管理の連動性 事業活動に係るエネルギー（貨物又は旅客の輸送の用に供されるエネルギーを除く。）の一体的な管理が可能な状態として規則で定める状態にあることをいう。
- 八 指定地球温暖化対策事業所 地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）をいう。
- 九 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、特定

温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号の要件に該当した事業所をいう。

十 削減計画期間 都内全体の特定地球温暖化対策事業所からの特定温室効果ガス排出量の削減の程度を知事が確認するものとして規則で定める期間ごとの各期間をいう。

十一 削減義務期間 各削減計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該削減計画期間の終了年度(第五条の十八の規定により終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度)までをいう。

十二 排出総量 一の特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量(一年度の特定温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。)の削減義務期間における合計をいう。

十三 基準排出量 一の特定地球温暖化対策事業所において、特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量をいう。

十四 削減義務率 一の特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合をいう。

十五 削減義務量 削減義務期間の各年度ごとに、基準排出量(第五条の十四第二項の規定により基準排出量が変更された年度については、その変更後の量。次号において同じ。)に削減義務率(第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値)を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。

十六 排出削減量 削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量をいう。

十七 義務充当 第五条の十一第一項第一号のその他ガス削減量又は同

項第二号の振替可能削減量を同項の義務の履行に充てるものとして第五條の十九第一項に規定する削減量口座簿に記録することをいふ。

(指定地球温暖化対策事業所の指定等)

第五條の八 知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当する事業所を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

2 事業所を所有している事業者(当該事業者以外にも当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、知事に届け出た場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」といふ。)は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第五條の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

3 知事は、前条第九号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当する事業所を、特定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

4 知事は、第一項又は前項の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当該指定に係る事業所を所有している事業者(第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。)に通知するものとする。

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

第五條の九 指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「指定地球温暖化対策事業者」といふ。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

一 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)

二 指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地

三 指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者(指定地球温暖化対策事業者を除く。)の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)

2 指定地球温暖化対策事業者の変更があつた場合において、当該変更の後

の指定地球温暖化対策事業者)以下この条において「新事業者」という。)
は、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事
に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出があった場合において、新事業者から、当該変更
の前の特定温室効果ガス排出量(第六条の規定により知事に提出されてい
る排出量を除く。以下この条において「前事業者排出量」という。)(が把
握できない旨の申請があり、かつ、知事がこれをやむを得ないものと認め
たときは、知事は、当該変更の前の指定地球温暖化対策事業者)以下この
条において「前事業者」という。)(に対し、前事業者排出量の報告を求め
ることができる。

4 前事業者は、前項の規定により前事業者排出量の報告を求められたとき
は、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の
結果を添えて、これを知事に報告しなければならない。

(指定の取消し)

第五条の十 指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げるときは、規則で定め
るところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全
部が休止されたとき。

二 指定地球温暖化対策事業所が、当該事業所における事業活動の規模が
著しく縮小されたものとして規則で定める要件に該当したとき。

三 指定地球温暖化対策事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が、
規則で定める期間連続して第五条の七第八号の要件に該当しなかつた
とき。

2 知事は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める指定を取り消すも
のとする。

一 指定地球温暖化対策事業所(特定地球温暖化対策事業所を除く。)(が

前項各号に該当すると認められた場合、当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項の規定による指定

二 特定地球温暖化対策事業所が前項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合、当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項の規定による指定

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)(は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)(を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならぬ。

一 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量のうち規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量(以下「その他ガス削減量」という。)(について、義務充当を行ったときは、その量

二 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転(以下「振替」という。)(が可能削減量(以下「振替可能削減量」という。)(を取得し、当該振替可能削減量について義務充当を行ったときは、次に掲げる量のうち義務充当を行った量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量(ウ及び力のうち規則で定める量の合計については、規則で定める量を上限とする。)(

ア 他の特定地球温暖化対策事業所における超過削減量(排出削減量の

うち、規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（規則で定める量を上限とする。）をいう。以下同じ。）

イ 都内削減量（指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等）事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいう。以下この節及び次節において同じ。）（当該事業所等に係る第八条の二十三の地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。）における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

ウ 都外削減量（規則で定める都外の事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

エ 環境価値換算量（電気等の環境価値）再生可能エネルギーであって、規則で定めるものを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。）の保有量として規則で定める方法により算定する量（以下「電気等環境価値保有量」という。）を規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

オ 前期超過削減量（当該削減義務期間より前の削減義務期間における超過削減量をいう。以下同じ。）

カ その他削減量（この条例以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量（この条例以外で認められた電気等環境価値保有量をエに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量を含む。）のうち、規則で定めるものに限る。以下同じ。）

三 特定地球温暖化対策事業者が、自らの特定地球温暖化対策事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減義務期間に

おけるこの項の義務の履行に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量

2 特定地球温暖化対策事業者は、前項の義務を履行するに当たっては、振替可能削減量の取得に優先して、当該特定地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。

3 義務充当を行った振替可能削減量を削減義務の履行に充てること以外の規則で定める用途に利用したときは、当該義務充当は、その効力を失う。

4 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）が行う検証を受けたものでなければならない。

（削減義務率）

第五条の十一 削減義務率は、各削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業者の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（基準排出量の決定）

第五条の十二 知事は、特定地球温暖化対策事業者ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量を基準排出量として定めるものとする。

一 最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所 最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業者の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

二 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業者の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量当該期間における特定地球温暖化対策事業者における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）

イ 事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相

- 当する量として規則で定める方法により算定する量
- 2 基準排出量は、前項各号に定める方法によることが困難であると認められる場合は、知事が認める方法により算定する量とする。
 - 3 特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果（第一項第二号アの量を選択する場合は、第五条の十六第一項の規定による検証の結果を含む。）を添えて、知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならぬ。
 - 一 算定した基準排出量
 - 二 第一項第二号の事業所にあつては、同号の選択の内容
 - 三 前二号に定めるもののほか、基準排出量の算定に必要な事項として規則で定める事項
 - 4 知事は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

（事業所の用途変更等による基準排出量の変更）

第五条の十四 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所について、特定地球温暖化対策事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程度が著しいものとして規則で定める状況の変更があつたときは、規則で定めるところにより、基準排出量の変更を知事に申請しなければならない。
 - 2 知事は、前項の状況の変更があつたことを認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量を、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量に変更するものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により基準排出量を変更したときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

（優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率）

第五条の十五 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところにより、次条第二項の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請することができる。
 - 2 特定地球温暖化対策事業所が前項の基準に適合することを知事が認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、同項の基準に

適合する期間のうち規則で定める期間について、地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する。

(基準適合の検証)

第五条の十六 第五条の十三第一項第二号アの地球温暖化の対策の推進の程度は、同号アの知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならぬ。

2 前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならぬ。

(災害時等における特例)

第五条の十七 知事は、災害その他やむを得ない事情により、特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行することが特に困難と認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業者の特定地球温暖化対策事業所の削減義務量を減少させることができる。

(事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第五条の十八 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十一第一項各号に該当すると知事が認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更され、削減義務量は当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更されるものとする。

一 第五条の十一第一項第一号に該当するとき 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度

二 第五条の十一第一項第二号に該当するとき 同号の規模の縮小があった年度の前年度

三 第五条の十一第一項第三号に該当するとき 同号の期間の最後の年度の前年度

(削減量口座簿の作成等)

第五条の十九 知事は、削減量口座簿を作成し、振替可能削減量等の管理(振替可能削減量又はその他ガス削減量の発行、取得、保有及び移転並びに義務充当及び第八条の五第一項第二号の充当記録をいう。以下同じ。)を行うための口座(以下「管理口座」という。)を開設するものとする。

2 削減量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

一 知事の管理口座

二 指定地球温暖化対策事業者の指定地球温暖化対策事業所に係る管理
口座（以下「指定管理口座」という。）

三 前二号以外の管理口座（以下「一般管理口座」という。）

3 指定管理口座は指定地球温暖化対策事業所ごとに、一般管理口座は規則
で定める単位ごとに開設するものとする。

4 この節に定めるもののほか、管理口座の記録事項その他の削減量口座簿
の管理に関し必要な事項については、規則で定める。

（振替可能削減量の帰属）

第五条の二十 振替可能削減量の帰属は、この節の規定による削減量口座簿
の記録により定まるものとする。

（管理口座の開設）

第五条の二十一 指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座により振替
可能削減量等の管理を行うおとする者は、知事による管理口座の開設を受
けなければならない。

2 一般管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることができるもの
とする。

3 指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座の開設を受けようとする
者は、管理口座の開設について、その氏名及び住所（法人にあつては、名
称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を
記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。
らな。

4 知事は、前項の規定による申請があつた場合には、当該申請書又はその
添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、遅滞なく、
管理口座を開設しなければならない。

5 知事は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該
管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当
該管理口座の開設を受けた者（以下「口座名義人」という。）に通知しな
ければならない。

6 口座名義人は、その氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏
名又は主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項に変更があつたと
きは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならな
い。ただし、第五条の九第一項第一号の規定による届出があつたときは、
当該届出事項については、この限りでない。

（振替可能削減量の振替等の申請）

第五条の二十二 振替可能削減量の振替並びに振替可能削減量及びその他ガス削減量の発行及び義務充当は、知事が、削減量口座簿において、規則で定めるところにより、当該振替可能削減量又はその他ガス削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 振替可能削減量の振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、その他削減量が記録されている削減量口座簿以外の口座その他これに類似するものから削減量口座簿へ振替可能削減量の振替を行う場合にあつては、当該振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

4 振替可能削減量の発行の申請は、当該発行によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。この場合において、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて行わなければならない。

5 振替可能削減量の義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

6 その他ガス削減量の発行及び義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

(振替可能削減量等の抹消等)

第五条の二十三 知事は、前条第二項の規定に基づき振替によりその管理口

座において増加の記録を受けた口座名義人が悪意又は重大な過失により振替可能削減量を取得したときは、当該振替可能削減量を抹消することができる。

2 前条第三項の規定による振替可能削減量の振替又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について虚偽があったときは、知事は、既に増加の記録があった振替可能削減量又はその他ガス削減量の全部又は一部を削減量口座簿から抹消することができる。

3 指定地球温暖化対策事業者以外の者による都内削減量、都外削減量、電気等環境価値保有量又はその他削減量に係る申請に虚偽があったとき、当該申請の内容に係る知事による調査を当該申請に係る口座名義人が拒んだときその他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けた指定地球温暖化対策事業者以外の者があるときは、知事は、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 その旨を公表すること。
- 二 当該口座名義人の管理口座を閉鎖すること。

(削減目標の設定)

第五條の二十四 指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な目標(以下「削減目標」という。)を定めるものとする。

2 特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。

(温室効果ガス排出量の把握)

第五條の二十五 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量(一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。)を把握しなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六條 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第六号の量については、第五條の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第五條の八第二

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六條 前條の規定により排出概況確認書を提出し、又は第七條の五第一項の規定により結果報告書を提出した地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況並びに規則で定める計画期間(以下この節において「計画期間」という。)における温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書

項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。

一 第五条の十一第一項の義務の履行の状況(特定地球温暖化対策事業所に限る。)

二 当該計画の期間

三 削減目標

四 削減目標を達成するための温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画

五 前号の措置の実施状況

六 前条の特定温室効果ガス年度排出量

七 前条のその他ガス年度排出量

八 次条第一項の統括管理者及び同条第二項の技術管理者の氏名

九 その他地球温暖化の対策に関して規則で定める事項

(以下「地球温暖化対策計画書」という。)の案を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用して事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により行う地球温暖化対策計画書の案の作成に協力しなければならない。

3 地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき作成した地球温暖化対策計画書の案を、規則で定めるところにより、知事に提出することができる。

4 知事は、第一項又は前項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した事業者(以下「計画書案提出事業者」という。)に対し、当該地球温暖化対策計画書の案の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

5 前項の規定による指導又は助言を受けた計画書案提出事業者は、地球温

(統括管理者等の選任等)

第六条の二 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる職務を行う者(以下「統括管理者」という。)を選任しなければならない。

一 当該事業所における地球温暖化の対策の実施状況の把握

二 当該事業所における従業員への地球温暖化の対策に関する指導及び監督

三 当該事業所の指定地球温暖化対策事業者への意見の申出

四 前三号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策のために必要な業務

2 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる者に対する技術的助言を行う者(以下「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

一 当該指定地球温暖化対策事業者

二 当該事業所の統括管理者

三 前二号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策に

暖化対策計画書の案について、当該指導又は助言の内容を勘案して検討を加え、地球温暖化対策計画書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

6 知事は、第一項又は第三項の規定により提出された地球温暖化対策計画書の案の内容について指導及び助言をする必要がないと認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を計画書案提出事業者に通知するものとする。この場合においては、当該地球温暖化対策計画書の案を前項の地球温暖化対策計画書とみなし、第一項又は第三項の規定による提出を前項の規定による提出とみなす。

係る者

3 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の統括管理者の意見及び技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

4 統括管理者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

5 指定地球温暖化対策事業所の従業員は、地球温暖化の対策の推進に関する当該事業所の統括管理者の指導に従わなければならない。

(テナント等事業者との協力推進体制等)

第七条 指定地球温暖化対策事業者は、その指定地球温暖化対策事業所の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う温室効果ガス排出事業者(以下「テナント等事業者」という。)がいる場合においては、当該テナント等事業者と協力して地球温暖化の対策を推進するための体制(以下「協力推進体制」という。)を整備しなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業所における事業活動に伴う温室効果ガス排出量の相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者として規則で定めるもの(以下「特定テナント等事業者」という。)は、前項の協力推進体制に参画しなければならない。

3 特定テナント等事業者以外のテナント等事業者は、第一項の協力推進体制に参画するよう努めなければならない。

4 テナント等事業者は、指定地球温暖化対策事業者が第五条の二十五の規定により行う温室効果ガス排出量の把握及び特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行するために行う温室効果ガス排出量の削減に協力しなければならない。

5 特定テナント等事業者は、毎年度、地球温暖化の対策に関し、規則で定

(地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進)

第七条 地球温暖化対策計画書を提出した事業者(以下「計画書提出事業者」という。)は、当該地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進するものとする。

2 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用して事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により推進する地球温暖化の対策について、協力するものとする。

める事項を記載した計画書（以下「特定テナント等地球温暖化対策計画書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業者を経由して知事に提出しなければならない。

6 特定地球温暖化対策事業所に係る特定テナント等事業者は、特定テナント等地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

（排出状況報告書の作成等）

第七条の二 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書を提出した年度（以下「開始年度」という。）の翌年度から計画期間の終了する年度まで、毎年度、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化の対策の進捗よく状況を記載した報告書（以下「排出状況報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、次条第一項の中間報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による排出状況報告書の作成について準用する。

（中間年度における地球温暖化対策計画書の見直し）

第七条の三 計画書提出事業者は、計画期間の中間年度として規則で定める年度に、開始年度から中間年度の前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書（以下「中間報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の中間報告書の作成について準用する。

3 知事は、中間報告書を提出した計画書提出事業者に対し、当該中間報告書の内容を勘案し、地球温暖化対策計画書の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

4 中間報告書を提出した計画書提出事業者は、地球温暖化の対策の一層の推進を図るため、次に掲げる事項を勘案して、地球温暖化対策計画書の内容について必要な見直しを行うものとする。

一 中間報告書の内容

二 前項の規定による指導又は助言（当該指導又は助言を受けたときに限

る。)

- 5 第七条第一項の規定は、前項の規定により見直しが行われた地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進について準用する。
- 6 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書の内容のうち、規則で定める事項について変更をしたときは、当該変更後の地球温暖化対策計画書を、中間報告書の提出後、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(計画の中止)

第七条の四 事業活動の縮小若しくは廃止により温室効果ガスの排出の量が相当程度少なくなった者又は事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等の状況が著しく変更された者として規則で定める計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、地球温暖化対策計画書の内容に関し、中止を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請を承認することができる。

3 知事は、前項の規定による承認をしたときは、第一項の規定による申請をした計画書提出事業者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた計画書提出事業者は、当該通知の日以降、第一項の規定により中止を申請した地球温暖化対策計画書に係る排出状況報告書及び中間報告書の提出を要しない。

(結果報告書の作成等)

第七条の五 計画書提出事業者は、計画期間の終了の日又は前条第三項の規定による通知を受けた日から規則で定める日まで、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書(以下「結果報告書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による結果報告書の作成について準用する。

(地球温暖化対策計画の公表)

第八条 地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表し

(地球温暖化対策計画の公表)

第八条 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない

らない。

2 知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策計画書の評価等)
第八条の二 知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき、評価し、優良であると認める指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者について表彰することができる。

2| 知事は、前項の規定による評価について、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

なければならない。

一 第五条の六の排出概況確認書

二 第六条第五項の地球温暖化対策計画書(同条第六項の規定により地球温暖化対策計画書とみなされた地球温暖化対策計画書の案を含む。)

三 第七条の二第二項の排出状況報告書

四 第七条の三第一項の中間報告書

五 第七条の三第六項の規定による提出に係る変更後の地球温暖化対策計画書

六 前条第一項の結果報告書

2 知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策計画書等の評価)
第八条の二 知事は、前条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる書面の提出があったときは、その内容について、地球温暖化対策指針に基づき、評価するものとする。

2 知事は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を計画書提出事業者に通知するものとする。

3| 知事は、第一項の規定による評価において、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める計画書提出事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。

4 知事は、中間報告書又は結果報告書の内容に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は

目標の達成状況等が特に優良であると認める計画書提出事業者について、表彰することができる。

(指導及び助言)

第八条の三 知事は、計画書提出事業者の地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして不十分であると認めるときは、当該計画書提出事業者に対し、地球温暖化の対策の推進のための措置に係る事項について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

(指導及び助言)

第八条の三 知事は、特定テナント等事業者又はテナント等事業者に対し、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第八条の四 知事は、指定地球温暖化対策事業者又はテナント等事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

- 一 第七条第一項の規定による整備をしなかったとき。
- 二 第七条第二項の規定による参画をしなかったとき。
- 三 第七条第五項の規定による提出をしなかったとき。
- 四 第八条第一項の規定による公表をしなかったとき。
- 五 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。

2 知事は、前項第五号の規定による勧告を行うおとす場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(措置命令)

第八条の五 知事は、特定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者であった者（以下「特定地球温暖化対策事業者等」という。）が第五条の十一第一項の義務を履行できなかつたと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業者等に対し、相当の期限を定めて、第一号の量と第二号の量を同量にすることを命ずることができる。

- 一 第五条の十一第一項の算定排出削減量が削減義務量に不足した量に、

当該不足の量に十分の三を上限として規則で定める値を乗じて得た値を加えた量

二 命令があつた日の属する削減義務期間における算定排出削減量であつて、知事が認める量のうち、充当記録(当該命令の履行に充てるものとして規則で定める手続により第五条の十九第一項の削減量口座簿に記録することをいう。以下同じ。)を行った量

2 前項の規定による命令があつた場合において、当該命令があつた日の属する削減義務期間における当該特定地球温暖化対策事業者等の第五条の十一第一項の義務に係る算定排出削減量は、充当記録を行った量のうち知事が認める量を減じた値とする。

3 第一項の規定による命令があつた場合において、特定地球温暖化対策事業者等が当該命令の内容を履行しないときは、知事は、当該特定地球温暖化対策事業者等に代わつて、同項第二号の量が同項第一号の量に不足する量と同量の振替可能削減量について充当記録を行うことができる。

4 知事は、前項の規定による充当記録の実施のために費用を負担したときは、当該費用については、特定地球温暖化対策事業者等に負担を求めることができる。

第二款 登録検証機関

(検証機関の登録)

第八条の六 第五条の十一第四項又は第五条の十六の検証の業務(以下「検証業務」という。)を行おうとする者は、検証業務に関し規則で定める区分(以下「登録区分」という。)ごとに、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第一項の登録を更新する登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(検証機関の登録の申請)

第八条の七 前条第一項の規定による登録又は同条第三項の規定による更新の登録を受けようとする者(以下「検証機関登録申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)

二 登録区分

三 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地

四 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

五 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

六 第三号の営業所ごとに置かれる検証主任者(第八条の十三第一項に規定する検証主任者をいう。)(の氏名及び所属する営業所の名称)

2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(検証機関の登録の実施)

第八条の八 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を登録検証機関登録簿に記載して、登録しなければならない。

一 登録年月日、登録番号及び登録区分

二 登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を検証機関登録申請者に通知しなければならない。

3 知事は、規則で定めるところにより、第一項の登録検証機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(検証機関の登録の拒否)

第八条の九 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第八条の七第一項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者

三 登録検証機関で法人であるものが第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前三十日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分があった日から二年を経過しないもの

四 第八条の十九第一項の規定により検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

七 第八条の十三第一項又は第三項に規定する要件を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該検証機関登録申請者に通知しなければならない。

(検証機関の登録事項の変更の届出)

第八条の十 登録検証機関は、検証業務を行う営業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、知事に届け出なければならない。

2 登録検証機関は、第八条の七第一項各号に掲げる事項(登録区分並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地を除く。)(に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事

項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当するときを除き、届出があつた事項を登録検証機関登録簿に登録しなければならない。

4 第八条の七第二項の規定は、第二項の規定による届出について準用する。

(検証機関の廃業等の届出)

第八条の十一 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

2 登録検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 登録検証機関が第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は都内における検証業務の全部を廃止したときは、当該登録検証機関の登録は、その効力を失ふ。

(検証機関の登録の抹消)

第八条の十二 知事は、登録検証機関の登録がその効力を失つたとき、又は第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したときは、登録検証機関登録簿から当該登録検証機関の登録を抹消しなければならない。

(検証主任者の設置等)

第八条の十三 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

一 検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反して行われていないことの確認に関すること。

二 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。

3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
- 二 前号の文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

(検証業務の実施等)

第八条の十四 登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行わなければならない。

2 登録検証機関は、公正に、かつ、規則で定める方法により検証業務を行わなければならない。

3 登録検証機関の都外の営業所は、検証業務を行ってはならない。

4 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

(検証機関の秘密保持義務)

第八条の十五 登録検証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(検証業務規程)

第八条の十六 登録検証機関は、検証業務に関する規程(以下「検証業務規程」という。)を定め、検証業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の規則で定める事項を定めておかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第八条の十七 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存

しなければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第八条の十八 登録検証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者その他の利害関係人は、登録検証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号の請求をするに当たっては、登録検証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(検証機関の登録の取消し等)

第八条の十九 知事は、登録検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその検証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けたとき。
- 二 第八条の九第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。

三 第八条の十第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第八条の十四第四項の規定に違反したとき。

六 第八条の十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかったとき。

八 前条第一項の規定に違反したとき。

九 次条又は第八条の二十一の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定すること

ができる。

3 第八条の九第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準用する。

(適合命令)

第八条の二十 知事は、登録検証機関が第八条の十三第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第八条の二十一 知事は、登録検証機関が第八条の十四第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公示)

第八条の二十二 知事は、次の場合には、その旨及び規則で定める事項を公示しなければならない。

- 一 第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。
- 二 第八条の十第一項の規定による届出があつたとき。
- 三 第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消し、又は検証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第二節の二 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

(地球温暖化対策報告書の作成等)

第八条の二十三 その設置している事業所等(典型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関する事項であつて規則で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。))を行う者について、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所等を含む。以下この条において同じ。()事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等に限る。()における事業活動に伴う温室

効果ガス排出量が相当程度多い事業者として規則で定める要件に該当した事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、当該要件に該当した年度以降、毎年度、当該事業所等ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を記載した報告書（以下「地球温暖化対策報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、当該地球温暖化対策報告書の内容により、当該要件に該当しないことを知事が確認することができた場合にあっては、この限りでない。

2 温室効果ガス排出事業者は、毎年度、その設置している事業所等（その規模が前項の上限以下の事業所等に限り、同項の規定により地球温暖化対策報告書が提出された事業所等を除く。）ごとに、地球温暖化対策報告書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出することができる。

3 地球温暖化対策事業者等（地球温暖化対策事業者及び前項の規定により地球温暖化対策報告書を提出した者をいう。以下同じ。）は、地球温暖化対策事業者等が実施すべき地球温暖化の対策として地球温暖化対策指針に定める対策を推進しなければならない。

（地球温暖化対策報告書の公表）

第八条の二十四 地球温暖化対策事業者は、前条第一項の地球温暖化対策報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

2 知事は、前条第一項又は第二項の地球温暖化対策報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（指導及び助言）

第八条の二十五 知事は、地球温暖化対策事業者等に対し、第八条の二十三第三項の規定による地球温暖化の対策の実施について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第九条 知事は、地球温暖化対策事業者が、第八条の二十三第一項の規定による地球温暖化対策報告書の提出をしなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。

2 知事は、地球温暖化対策事業者等が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第八条の二十三第三項の規定による対策の

（勧告）

第九条 知事は、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一 第五条の六又は第六条第一項の規定による提出をしなかったとき。

二 第六条第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項若しくは第六項

推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該地球温暖化対策事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二節の三 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減

(第九条の二 第九条の七)

第九条の二から第九条の七まで (現行のとおり)

第二節の四 フルオロカーボンの管理 (第十条 第十七条)

第十条から第十七条まで (現行のとおり)

第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用

(開発事業者の責務)

第十七条の二 一の区域において二又は二以上の建築物の新築若しくは増築 (以下「新築等」という。) を行う事業 (以下「開発事業」という。) をしようとする者 (以下「開発事業者」という。) は、当該開発事業を行う区域におけるエネルギーの有効利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(エネルギー有効利用指針の作成)

第十七条の三 知事は、大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させるものとして規則で定める規模の開発事業 (以下「特定開発事業」という。) をしようとする者 (以下「特定開発事業者」という。) 、特定開発事業を行う区域 (以下「特定開発区域」という。) 及びその周辺の地域 (以下これを「特定開発区域等」という。) に熱又は熱と併せて電気の供給を行う事業者 (以下「地域エネルギー供給事業者」という。) 、地域エネルギー供給事業者の供給対象となる者並びに特定開発区域等におけるエネルギーの有効利用にかかわるその他事業者が、特定開発事業によって生じる環境への負荷の低減を図るためのエネルギーの有効利用に関する指針 (以下「エネルギー有効利用指針」という。) を定めるものとする。

2 エネルギー有効利用指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案

又は第七条の五第一項の規定による提出をしなかつたとき。

三 第八条第一項の規定による公表をしなかつたとき。

四 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、地球温暖化対策指針に照らして、地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。

2 知事は、前項第四号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第一節の二 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減

(第九条の二 第九条の七)

第九条の二から第九条の七まで (略)

第二節 フルオロカーボンの管理 (第十条 第十七条)

第十条から第十七条まで (略)

して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、エネルギー有効利用指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(省エネルギー性能目標値の設定)

第十七条の四 特定開発事業者は、特定開発事業において規則で定める規模を超える建築物(規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。)(の新築等をしなうとするとき)は、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定めるところにより、その建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能について、第二十條の三の省エネルギー性能基準の値以上の目標値(当該省エネルギー性能基準の値の定めのない用途にあつては、エネルギー有効利用指針に定める基準を勘案して定める目標。以下第十七條の七第五号を除き、この節において同じ。)を設定しなければならない。

(有効利用が可能なエネルギーを利用するための設備の導入検討)

第十七条の五 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、エネルギー有効利用指針に基づき、規則で定める範囲内において、再生可能エネルギーその他有効利用を図ることが可能なエネルギーのうち、規則で定めるエネルギーを利用するための設備の導入について検討しなければならない。

(地域冷暖房の導入検討)

第十七条の六 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、特定開発区域等における建築物への熱の供給方法として、エネルギー有効利用指針に基づき、地域冷暖房の導入を検討しなければならない。

(エネルギー有効利用計画書の作成等)

第十七条の七 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定開発事業におけるエネルギーの有効利用に関する計画書(以下「エネルギー有効利用計画書」という。)を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

一 特定開発事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 特定開発事業の概要

三 特定開発区域の範囲

四 第十七条の四の規定により設定したエネルギーの使用の合理化に関

する性能の目標値

五 第十七条の四に規定する建築物の工事完了後における前号の性能の目標値の達成状況の検証方法

六 第十七条の五の規定による同条のエネルギーを利用するための設備の導入の検討内容及び検討結果

七 前条の規定による地域冷暖房の導入の検討内容及び検討結果
八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(エネルギー有効利用計画書の変更の届出)

第十七条の八 特定開発事業者は、前条の規定により提出したエネルギー有効利用計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

(エネルギー有効利用計画書の公表)

第十七条の九 特定開発事業者は、第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したとき、又は前条の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書の提出又は前条の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(地域エネルギー供給事業者のエネルギーの有効利用に係る措置)

第十七条の十 地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、特定開発区域内の建築物(次条第三項に規定する同意が得られたときは、同項に規定する建築物を含む。以下同じ。)へのエネルギーの供給に関し、エネルギーの有効利用について必要な措置を講じなければならない。

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

第十七条の十一 特定開発事業者は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる場合には、エネルギー有効利用指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギーの供給に関する計画書(以下「地域エネルギー供給計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一 地域エネルギー供給事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 エネルギー供給を行う区域

三 利用する第十七条の五に規定するエネルギーの種類及び量

四 供給するエネルギーの種類及び量並びに熱媒体の種類

五 供給するエネルギーの効率の値

六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、特定開発事業者は、当該特定開発事業者以外の者を前項第一号の地域エネルギー供給事業者としたときは、地域エネルギー供給計画書を当該地域エネルギー供給事業者に作成させることができる。

3 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書を作成するときは、特定開発区域に隣接し、又は近接して存する建築物の所有者又は管理者及び特定開発区域に隣接し、又は近接して建築物の新築等をしようとする者の同意を得て、当該建築物を含めた地域エネルギー供給計画書を作成することができる。

4 特定開発事業者は、地域エネルギー供給計画書の作成に当たり、その計画の区域に隣接し、又は近接する区域における他の地域エネルギー供給事業者（以下「他の地域エネルギー供給事業者」という。）があるときは、エネルギー有効利用指針に基づき、供給する熱の相互利用について検討しなければならない。

（地域エネルギー供給計画書の変更）

第十七条の十二 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第一号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出した者は、同項第一号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あら

はじめ、当該変更しようとする事項について記載した計画書を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による変更について準用する。

(地域エネルギー供給計画書の公表)

第十七条の十三 特定開発事業者は、第十七条の十一第一項若しくは前条第二項の規定により地域エネルギー供給計画書を提出したとき、又は同条第一項の規定により変更の届出をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、第十七条の十一第一項若しくは前条第二項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出又は同条第一項の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(エネルギー供給の開始の届出)

第十七条の十四 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第一項又は第十七条の十二第二項の規定により作成された地域エネルギー供給計画書に係るエネルギーの供給を開始したときは、その旨を、規則で定めるところにより、規則で定める日までに、知事に届け出なければならない。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出等)

第十七条の十五 地域エネルギー供給事業者は、第十七条の十一第一項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域内の建築物へのエネルギー供給の実績に関する報告書(以下「地域エネルギー供給実績報告書」という。)を、エネルギー有効利用指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第十七条の十六 地域エネルギー供給事業者は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 知事は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(エネルギーの有効利用にかかわるその他事業者の協力等)

第十七条の十七 第十七条の五に規定する範囲内において、同条に規定するエネルギーが生じる事業活動を行う事業者(以下「利用可能エネルギーに係る事業者」という。)は、エネルギー有効利用指針に基づき、同条の規定により特定開発事業者が行つ当該エネルギーを利用するための設備の

導入についての検討及び地域エネルギー供給事業者が行う当該エネルギーの利用に協力しなければならない。

2 他の地域エネルギー供給事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、第十七条の十一第四項の規定による特定開発事業者が供給しようとする熱の相互利用についての検討及び地域エネルギー供給事業者が供給する熱の相互利用に協力しなければならない。

3 地域エネルギー供給事業者が熱を提供する設備で、熱と併せて電気を提供する設備（以下「熱電併給設備」という。）を設置しようとする事業者は、エネルギー有効利用指針に基づき、熱を提供しようとする地域エネルギー供給事業者の熱需要に応じた熱の損失の少ない最適な規模の熱電併給設備を設置するよう努めなければならない。

4 熱電併給設備の所有者又は管理者は、地域エネルギー供給事業者に対して熱を提供するに当たり、エネルギー有効利用指針に基づき、当該熱電併給設備による効率的な熱の提供に努めなければならない。

5 地域エネルギー供給事業者からエネルギー供給を受ける建築物の新築等をしようとする者及びその所有者又は管理者並びにその建築物を使用する事業者（以下「エネルギー供給受入者」という。）は、エネルギー有効利用指針に基づき、地域エネルギー供給事業者が行うエネルギーの有効利用に係る措置に協力しなければならない。

（地域冷暖房区域の指定）

第十七条の十八 知事は、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域において、冷房又は暖房及び給湯の用に供される熱の量のいずれかが規則で定める量以上になるものと予測される場合において、当該区域に供給するエネルギーの効率の値及び第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項が規則で定める基

準を満たしていると認めるときは、当該区域を地域冷暖房区域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による地域冷暖房区域の指定に当たり、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 知事は、地域冷暖房区域の指定に当たり次に掲げる者に対し、区域指定についての説明を行うものとする。

一 指定しようとする区域内に規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者

二 指定しようとする区域内に存する規則で定める規模を超える建築物の所有者又は管理者

三 指定しようとする区域を管轄する特別区の区長及び市町村長

4 前項各号に定める者は、規則で定める期限までに知事に意見を申し出ることができる。

5 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定するときは、第二項及び前項の意見を勧案するものとする。

6 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その内容を公示しなければならない。

(地域冷暖房区域の変更)

第十七条の十九 知事は、前条第一項の規定により指定した地域冷暖房区域について、特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者からの申請に基づき、地域冷暖房区域の変更を行うことができる。

2 前条の規定は、前項の規定により変更を行う場合に準用する。この場合において、同条第一項の規定中「地域エネルギー供給計画書又は地域エネルギー供給実績報告書に記載するエネルギー供給を行う区域」とあるのは「変更後の地域冷暖房区域」と読み替えるものとし、新たな区域を地域冷暖房区域に追加するときにあつては同条第三項の規定の適用は追加する

区域に限るものとし、地域冷暖房区域が減少するときにあつては同項第一号及び第二号の規定は適用せず、同項第三号の規定中「指定しようとする区域」とあるのは「指定を取り消すこととする区域」と読み替えるものとする。

(地域冷暖房区域の指定の取消し)

第十七条の二十 知事は、第十七条の十八第一項の規定により指定され、又は前条第一項の規定により変更された地域冷暖房区域に係るエネルギーの供給の状況が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該地域冷暖房区域の指定を取り消すことができる。

一 地域エネルギー供給実績報告書において、エネルギー供給の効率の値が規則で定める期間、規則で定める基準を下回り、改善の見込みがないとき。

二 地域エネルギー供給実績報告書において、熱の供給量が規則で定める期間、第十七条の十八第一項の規則で定める熱の量を下回り、回復の見込みがないとき。

三 地域エネルギー供給事業者が、当該地域冷暖房区域へのエネルギー供給を廃止したとき。

四 地域冷暖房区域の指定の公示後、地域エネルギー供給事業者が、規則で定める期間、エネルギー供給を行わないとき。

五 地域エネルギー供給実績報告書において、規則で定めるところにより第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項に係る第十七条の十八第一項の規則で定める基準を満たさなくなつたとき。

2 知事は、前項の取消しに当たつては、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。

一 専門的知識を有する者

二 取消しに係る地域冷暖房区域を管轄する特別区の区長及び市町村長

3 知事は、第一項の規定により地域冷暖房区域の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(熱供給の受入検討義務)

第十七条の二十一 第十七条の十八第一項の規定により知事が指定し、又は第十七条の十九第一項の規定により知事が変更した地域冷暖房区域において、規則で定める規模を超える建築物の新築等を行うとする者及び規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新を行うとする当該建築物の所有者又は管理者(以下「熱供給の受入検討建築主等」という。)は、エネルギー有効利用指針に基づき、当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者とその供給する熱の受入について協議し、検討しなければならない。

2 熱供給の受入検討建築主等は、規則で定めるところにより、前項の協議及び検討結果を、知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第十七条の二十二 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等が行う次に掲げる事項がエネルギー有効利用指針に照らして不十分であると認めるときは、これらの者に対し、エネルギー有効利用指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

一 第十七条の四の規定による目標値の設定

二 第十七条の五、第十七条の六又は第十七条の十一第四項の規定による検討

三 第十七条の十の規定による措置

四 第十七条の十七第一項、第二項又は第五項の規定による協力

五 第十七条の十七第三項の規定による設置

六 第十七条の十七第四項の規定による提供

七 前条第一項の規定による協議又は検討

(勧告)

第十七条の二十三 知事は、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者又は熱供給の受入検討建築主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一 第十七条の七、第十七条の八、第十七条の十一第一項、第十七条の十

一 第一項若しくは第二項、第十七条の十四、第十七条の十五又は第十七条の二十一第二項の規定による提出又は届出をしなかつたとき。

二 第十七条の九第一項、第十七条の十三第一項又は第十七条の十六第一項の規定による公表をしなかつたとき。

三 正当な理由なく前条第一号、第三号又は第七号(協議に係る部分に限る。)(の規定による指導及び助言に従わず、かつ、エネルギー有効利用指針に照らして、エネルギーの有効利用を推進するための措置が著しく不十分であるとき。

2 知事は、前項第三号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第三節 建築物に係る環境配慮の措置

(建築主の責務)

第十八条 建築物の新築等をしよつとする者(以下「建築主」という。)は、当該建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。)(に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和及び再生可能エネルギーの利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(配慮指針の作成)

第十九条 知事は、規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)(の新築等をしよつとする者(以下「特定建築主」という。)(が、当該特定建築物及びその敷地(以下「特定建築物等」という。)(に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、エネルギーの使用の合理化に関する性能の基準(以下この節において「省エネルギー性能基準」という。)(に適合するための措置、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る措置に関する検討方法その他の事項についての指針(以下「配慮指針」という。)(を定めるものとする。

2 配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、配慮指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

第三節 建築物に係る環境配慮の措置

(建築主の責務)

第十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物(以下「建築物」という。)(の新築又は増築(以下「新築等」という。)(をしよつとする者は、建築物及びその敷地に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(配慮指針の作成)

第十九条 知事は、規則で定める規模を超える建築物(以下「特定建築物」という。)(の新築等をしよつとする者(以下「特定建築主」という。)(が、特定建築物及びその敷地(以下「特定建築物等」という。)(に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価その他の事項についての指針(以下「配慮指針」という。)(を定めるものとする。

2 配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、配慮指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(配慮指針に基づく環境配慮の措置)

第二十条 規則で定める規模を超える特定建築物(以下「大規模特定建築物」という。)(の新築等をしよととする者)(以下「大規模特定建築主」という。)(は、当該大規模特定建築物及びその敷地(以下「大規模特定建築物等」という。)(について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

(再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討)

第二十条の二 大規模特定建築主は、配慮指針に基づき、大規模特定建築物等について、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る措置の検討を行わなければならない。

(省エネルギー性能基準の順守)

第二十条の三 規則で定める規模を超える大規模特定建築物(以下「特別大規模特定建築物」という。)(の新築等をしよととする大規模特定建築主(以下「特別大規模特定建築主」という。)(は、配慮指針で定めるところにより、当該特別大規模特定建築物(規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。)(について、規則で定める省エネルギー性能基準の値に適合するよう措置を講じなければならない。

(エネルギー有効利用計画書との整合)

第二十条の四 特定開発事業者である特別大規模特定建築主は、特別大規模特定建築物(第十七条の四に規定する用途の部分に限り、同条に規定する種類の建築物を除く。)(について、同条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上のエネルギーの使用の合理化に関する性能を確保するよう措置を講じるものとする。

(建築物環境計画書の作成等)

第二十一条 大規模特定建築主は、規則で定めるところにより、大規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書(以下「建築物環境計画書」という。)(を作成し、建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であって規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 特定建築主の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 特定建築物等の名称及び所在地
- 三 特定建築物等の概要

(配慮指針に基づく環境配慮の措置)

第二十条 特定建築主は、その特定建築物等について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

(建築物環境計画書の作成等)

第二十一条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定建築物等に係る環境への配慮のための措置についての計画書(以下「建築物環境計画書」という。)(を作成し、建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であって規則で定める時期までに、知事に提出しなければならない。

- 一 特定建築主の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 特定建築物等の名称及び所在地
- 三 特定建築物等の概要

四 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置

五 前号に掲げる措置についての取組状況の評価

六 第二十条の二の規定による再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況

七 特別大規模特定建築主にあつては、省エネルギー性能基準に対する適合状況

八 特定開発事業者である特別大規模特定建築主にあつては、前条に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(建築物環境計画書の任意提出)

第二十一条の二 特定建築主(大規模特定建築主を除く。)は、規則で定めるところにより、特定建築物等について、前条の建築物環境計画書を作成し、知事に提出することができる。

2 第二十条及び第二十条の二の規定は、前項の規定により建築物環境計画書を提出する者について準用する。

(建築物環境計画書の公表)

第二十一条の三 知事は、第二十一条又は前条第一項の規定による建築物環境計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(建築物環境計画書の変更の届出)

第二十二条 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該特定建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十一条第一号又は第三号から第九号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(工事完了の届出等)

第二十三条 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出(前条第一項の規定による変更の届出を含む。)を行った

四 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置

五 前号に掲げる措置についての取組状況の評価

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、建築物環境計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(建築物環境計画書の変更の届出)

第二十二条 前条第一項の規定により建築物環境計画書を提出した者は、建築物環境計画書を提出してから当該特定建築物等に係る工事が完了するまでの間に、同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、変更する事項に係る工事に着手する前であつて規則で定める時期までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他規則で定める場合についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(工事完了の届出)

第二十三条 第二十一条第一項の規定により建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物等の新築等に係る工事(前条第一項の変更する事項に係

特定建築主（以下「計画書等提出特定建築主」という。）は、特定建築物等の新築等に係る工事（前条第一項の変更する事項に係る工事を含む。）が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による届出の日から規則で定める日までの間、特別大規模特定建築物に係る当該届出を行った特別大規模特定建築主（規則で定めるものに限る。以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。）に対し、当該特別大規模特定建築物におけるエネルギーの使用の合理化に関する性能の状況について、規則で定めるところにより、報告を求めることができる。

（表示基準及び評価書作成基準の作成）

第二十三条の二 知事は、特定建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物で規則で定めるもの（以下「特定マンション」という。）及びその敷地に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特定マンション及びその敷地の環境への配慮に係る性能（以下「マンション環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「マンション環境性能表示」という。）の表示方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、特別大規模特定建築物に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特別大規模特定建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の評価を記載した書面（以下「省エネルギー性能評価書」という。）の作成方法その他の事項に関する基準（以下「評価書作成基準」という。）を定めるものとする。

る工事を含む。）が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

（表示基準の作成）

第二十三条の二 知事は、特定建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物で規則で定めるもの（以下「特定マンション」という。）及びその敷地に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特定マンション及びその敷地の環境への配慮に係る性能（以下「マンション環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「マンション環境性能表示」という。）の表示方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めるものとする。

3) 知事は、表示基準及び評価書作成基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(特定マンションの環境性能の表示等)

第二十三条の三 特定マンションに係る計画書等提出特定建築主(以下「特定マンション建築主」という。)は、当該特定マンションの販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を行った場合において当該販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を受けた者(以下「マンション販売等受託者」という。)が販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させなければならない。ただし、規則で定める広告については、表示し、又は表示させることを省略することができる。

2 前項に規定する場合において、マンション販売等受託者は、特定マンション建築主が行うマンション環境性能表示の表示に協力しなければならない。

3 特定マンション建築主は、最初に第一項の規定による表示をし、又は表示をさせたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第二十三条の四 特別大規模特定建築物又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、特別大規模特定建築物(住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。)について、規則で定める日までの間、評価書作成基準に基づき省エネルギー性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、省エネルギー性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合については交付を省略することができる。

- 一 特別大規模特定建築物の全部又は一部を売却する場合 買受人
- 二 特別大規模特定建築物の全部又は一部を賃貸する場合 賃借人
- 三 特別大規模特定建築物の全部又は一部に係る信託の受益権を譲渡す

2 知事は、表示基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(特定マンションの環境性能の表示等)

第二十三条の三 特定建築主のうち特定マンションの新築等をしようとする者(以下「特定マンション建築主」という。)は、特定マンションの販売を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは媒介の委託を行った場合において当該販売若しくは媒介の委託を受けた者(以下「マンション販売等受託者」という。)が販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させなければならない。ただし、規則で定める広告については、表示し、又は表示させることを省略することができる。

2 前項に規定する場合において、マンション販売等受託者は、特定マンション建築主が行うマンション環境性能表示の表示に協力しなければならない。

3 特定マンション建築主は、最初に第一項の規定による表示をし、又は表示をさせたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

る場合 譲受人

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、前項の規定による省エネルギー性能評価書の交付を行ったときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に対して届け出なければならない。

(マンション環境性能及び省エネルギー性能評価書の説明)

第二十三条の五 特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、特定マンションを販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定マンションを購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、省エネルギー性能評価書を交付するときは、前条第一項各号に掲げる者に対して、当該省エネルギー性能評価書の内容を説明するよう努めなければならない。

(マンション環境性能表示及び省エネルギー性能評価書の変更)

第二十三条の六 特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、当該マンション環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、変更後のマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 特定マンション建築主は、第二十一条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

4 特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、第一項の変更が生じたときは、特定マンションを購入し、若しくは賃借しようとする者又は購入し、若しくは賃借した者に対して、当該変更の内容を説明するよう努めなければならない。

5 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、省エネルギー性能評価書を交付した後、当該省エネルギー性能評価書の内容に変更が生じたときは、当該省エネルギー性能評価書を交付した者に、変更後の省エネルギー性能評価書の交付及び当該変更の内容の説明を行

(マンション環境性能の説明)

第二十三条の四 特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、特定マンションを販売しようとするときは、当該特定マンションを購入しようとする者に対し、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(マンション環境性能表示の変更の届出等)

第二十三条の五 特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、当該マンション環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、変更後のマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 特定マンション建築主は、第二十一条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 特定マンション建築主及びマンション販売等受託者は、第一項の変更が生じたときは、特定マンションを購入しようとする者又は購入した者に対して、当該変更の内容を説明するよう努めなければならない。

うよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、特定建築物等に対し、当該特定建築物等について第二十条又は第二十条の二(第二十一条の第二項で準用する場合を含む。)に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、特定マンション建築主又はマンション販売等受託者に対し、その特定マンションについて第二十三条の第三項若しくは第二項、第二十三条の五第一項又は前条第四項に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

3 知事は、特別大規模特定建築物又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物について第二十条の三、第二十条の四、第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は前条第五項に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特別大規模特定建築物の省エネルギー性能基準への適合、第十七条の四に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保する措置及び省エネルギー性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第二十五条 知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の三第三項、第二十三條の四第二項若しくは第二十三條の六第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第一項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、当該特定建築物等の環境への配慮のための措置が配慮指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 知事は、特定マンション建築主が、正当な理由なく前条第二項の規定による指導及び助言(第二十三条の三第一項に規定する措置に係るものに限

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、特定建築物等に対し、その特定建築物等について第二十条に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、特定マンション建築主又はマンション販売等受託者に対し、その特定マンションについて前条に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第二十五条 知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の三第三項、第二十三條の五第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第一項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、当該特定建築物等の環境への配慮のための措置が配慮指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 知事は、特定マンション建築主が、正当な理由なく前条第二項の規定に

る。) に従わず、かつ、第二十三条の三第一項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定マンション建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

4 知事は、特別大規模特定建築物又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言(第二十条の三に規定する措置に係るものに限る。) に従わず、かつ、第二十条の三に規定する措置が省エネルギー性能基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築物主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 知事は、特別大規模特定建築物主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言(第二十三条の四第一項に規定する措置に係るものに限る。) に従わず、かつ、第二十三条の四第一項の規定による交付を行わないとき又は交付する省エネルギー性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築物主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第三節の二 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減

(家庭用電気機器等の設置者等の責務)

第二十五条の二 家庭用電気機器等(一般消費者が通常生活の用に供する電気機器その他の機械器具で、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多くなるおそれのあるものをいう。以下同じ。) を使用している者は、エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用に努めなければならない。

2 家庭用電気機器等を設置しようとする者は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能(再生可能エネルギーの利用によるものを含む。以下この条、次条並びに第二十五条の六第三項及び第四項において同じ。) が優れている家庭用電気機器等の設置に努めなければならない。

3 知事は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能が優れている家庭用電気機器等に関する情報の提供に努めなければならない。

(家庭用電気機器等販売事業者の責務)

第二十五条の三 家庭用電気機器等を販売する事業者(以下「家庭用電気機

による指導及び助言に従わず、かつ、第二十三条の三第一項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定マンション建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第三節の二 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示

(家庭用電気機器等販売事業者の責務)

第二十五条の二 家庭用電気機器等(一般消費者が通常生活の用に供する電

器等販売事業者」という。）は、当該家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該家庭用電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供しよう努めなければならない。

（相対評価方法等基準の作成）

第二十五条の四 知事は、家庭用電気機器等のうち、規則で定めるもの（以下「特定家庭用機器」という。）のエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価（以下「相対評価」という。）の方法その他の基準（以下「相対評価方法等基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、相対評価方法等基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（省エネルギー性能等の表示）

第二十五条の五 一の販売店において特定家庭用機器を規則で定める台数以上陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者（以下「特定家庭用機器販売事業者」という。）は、当該販売店において、当該規則で定める台数以上陳列する特定家庭用機器について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等（以下「省エネルギー性能等」という。）を示す事項を記載した知事が定める書面を、相対評価方法等基準に基づき作成し、当該特定家庭用機器の見やすい位置に掲出しなければならない。

2 一の販売店において特定家庭用機器を前項の規則で定める台数未満陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者は、当該販売店において、当該規則で定める台数未満陳列する特定家庭用機器に前項に規定する書面を掲出することができる。

（特定家庭用機器製造等事業者等の責務）

第二十五条の六 特定家庭用機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定家庭用機器製造等事業者」という。）は、当該特定家庭用機器を販売店において陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該特定家庭用機器について、省エネルギー性能等を示す事項の情報を提供しよう努めなければならない。

2 知事は、特定家庭用機器製造等事業者に対し、当該特定家庭用機器製造等事業者が製造し、又は輸入した特定家庭用機器に係る省エネルギー性能

気機器その他の機械器具で、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多くなるおそれのあるものをいう。以下同じ。）を販売する事業者（以下「家庭用電気機器等販売事業者」という。）は、当該家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該家庭用電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供しよう努めなければならない。

（相対評価方法等基準の作成）

第二十五条の三 知事は、家庭用電気機器等のうち、規則で定めるもの（以下「特定家庭用機器」という。）のエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価（以下「相対評価」という。）の方法その他の基準（以下「相対評価方法等基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、相対評価方法等基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（省エネルギー性能等の表示）

第二十五条の四 一の販売店において特定家庭用機器を規則で定める台数以上陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者（以下「特定家庭用機器販売事業者」という。）は、当該販売店において、当該規則で定める台数以上陳列する特定家庭用機器について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等（以下「省エネルギー性能等」という。）を示す事項を記載した知事が定める書面を、相対評価方法等基準に基づき作成し、当該特定家庭用機器の見やすい位置に掲出しなければならない。

2 一の販売店において特定家庭用機器を前項の規則で定める台数未満陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者は、当該販売店において、当該規則で定める台数未満陳列する特定家庭用機器に前項に規定する書面を掲出することができる。

（特定家庭用機器製造等事業者の責務）

第二十五条の五 特定家庭用機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定家庭用機器製造等事業者」という。）は、当該特定家庭用機器を販売店において陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該特定家庭用機器について、省エネルギー性能等を示す事項の情報を提供しよう努めなければならない。

等を示す事項について、報告を求めることができる。

3| 第一項に定めるほか、家庭用電気機器等の製造又は輸入の事業を行う者は、家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該家庭用電気機器等について、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供するよう努めなければならない。

4 家庭用電気機器等の製造の事業を行う者は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能が優れている家庭用電気機器等の開発に努めなければならない。

(指導及び助言)

第二十五条の七 知事は、特定家庭用機器販売事業者及び第二十五条の五第二項の規定により書面を掲出する家庭用電気機器等販売事業者に対し、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面の掲出に關し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第二十五条の八 知事は、特定家庭用機器販売事業者が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十五条の五第一項の規定による書面の掲出を行っていないと認めるときは、当該特定家庭用機器販売事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第四節 削除

第二十六条及び第二十七条 削除

2| 前項に定めるほか、家庭用電気機器等の製造又は輸入の事業を行う者は、家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該家庭用電気機器等について、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供するよう努めなければならない。

3 知事は、特定家庭用機器製造等事業者に対し、当該特定家庭用機器製造等事業者が製造し、又は輸入した特定家庭用機器に係る省エネルギー性能等を示す事項について、報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第二十五条の六 知事は、特定家庭用機器販売事業者及び第二十五条の四第二項の規定により書面を掲出する家庭用電気機器等販売事業者に対し、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面の掲出に關し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第二十五条の七 知事は、特定家庭用機器販売事業者が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十五条の四第一項の規定による書面の掲出を行っていないと認めるときは、当該特定家庭用機器販売事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第四節 地域冷暖房計画

(地域冷暖房計画区域の指定等)

第二十六条 知事は、一定地域内に建築物が現に集中し、又は集中して建築されることが予定されていることにより、当該地域において冷房、暖房又は給湯の用に供される熱の量が規則に定める量以上になると予測される場合であつて、公害の防止又はエネルギーの節減を図るため地域冷暖房を導入することが必要であると認めるときは、当該地域を地域冷暖房計画区域(以下「計画区域」といふ。)として指定するとともに、当該計画区域における地域冷暖房計画を策定するものとする。

2 知事は、前項の規定により計画区域を指定したとき、及び地域冷暖房計画を策定したときは、それぞれその内容を公示しなければならない。

(加入努力義務)

第二十七条 計画区域において、冷房、暖房又は給湯の熱源機器で規則で定める規模以上のものの設置をし、又は設置を予定している建築物の所有者又は管理者は、前条第一項に規定する地域冷暖房計画に加入するよう努めなければならない。

第二十八条から第七十五条まで (現行のとおり)

(地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限)

第七十六条 地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める地域内において、工場又は指定作業場を設置している者は、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設(動力を用いて地下水を揚水するための施設であつて規則で定める規模以上の施設に限る。以下同じ。)を設置するときは、当該工場又は指定作業場内にある揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(当該工場又は指定作業場内にある揚水施設の揚水機の吐出口が二以上となるときは、すべての吐出口の断面積の合計。以下この条において同じ。)の上限を二十一平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の場合には揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。

3 次に掲げる揚水施設については、前二項の規定は、適用しない。

1 工業用水法(昭和三十一年法律第四百十六号)第三条第一項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)第四条第一項に規定する政令で指定された地域において同項の規定による許可の対象となる揚水設備

2 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第十一条第一項の規定による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設

3 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第六条第一項の規定に基づき水道事業経営の認可を受けた者が設置する揚水施設

4 公衆浴場(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百二十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。)(で、浴室の床面積の合計が百五十平方メートル以下のものに設置される公衆浴場の用に供する揚水施設

5 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内の地下水の揚水施設

第二十八条から第七十五条まで (略)

(地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限)

第七十六条 地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める地域内において、工場又は指定作業場を設置する者は、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設(動力を用いて地下水を揚水するための施設であつて規則で定める規模以上の施設に限る。以下同じ。)を設置するときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が二以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を二十一平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の場合には揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。

3 次の各号に掲げる揚水施設については、前二項の規定は、適用しない。

1 工業用水法(昭和三十一年法律第四百十六号)による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)による許可の対象となる揚水設備

2 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設

3 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)に基づき水道事業経営の許可を受けた者が設置する揚水施設

- 六 非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設
七 地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設

第七十七条から第九十六条まで (現行のとおり)

(揚水量の測定等)

第九十七条 都内(島しょ地域に存する町村の区域を除く。第三百二十五条において同じ。)において工場又は指定作業場を設置している者は、規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならない。ただし、工事等に伴う一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

第九十八条から第二百二十六条まで (現行のとおり)

(小規模燃焼機器の設置)

第二百二十七条 規則で定める規模のボイラー及び内燃機関等の燃焼機器を設置しようとする者は、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量の少ない機器を設置するよう努めなければならない。

2 知事は、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器等に関する情報の提供に努めなければならない。

第二百二十八条から第二百三十二条まで (現行のとおり)

(地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限)

第三百二十四条 何人も、第七十六条の規定が適用される場合を除き、地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める区域内において、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設を設置するときは、当該揚水施設を設置する敷地内にある揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(当該揚水施設を設置する敷地内にある揚水機の吐出口が二以上となるときは、すべての吐出口の断面積の合計。以下この条において同じ。)の上限を二十一平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が六平

- 四 非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設
五 地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設

第七十七条から第九十六条まで (略)

(揚水量の測定等)

第九十七条 工場又は指定作業場を設置している者は、規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならない。ただし、工事等に伴う一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

第九十八条から第二百二十六条まで (略)

(小規模燃焼機器の設置)

第二百二十七条 規則で定める規模のボイラー及び内燃機関等の燃焼機器を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量の少ない機器を設置するよう努めなければならない。

2 知事は、窒素酸化物の排出量が少ないと認められる機器等に関する情報の提供に努めなければならない。

第二百二十八条から第二百三十二条まで (略)

(地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限)

第三百二十四条 何人も、第七十六条の規定が適用される場合を除き、地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める区域内において、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設を設置するときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積の上限を二十一平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の場合には揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなけ

方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の場合には揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。

3 次に掲げる揚水施設については、前二項の規定は適用しない。

一 工業用水法第三条第一項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律第四条第一項に規定する政令で指定された地域において同項の規定による許可の対象となる揚水設備

二 温泉法第十一条第一項の規定による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設

三 水道法第六条第一項の規定に基づき水道事業経営の認可を受けた者が設置する揚水施設

四 公衆浴場で、浴室の床面積の合計が百五十平方メートル以下のものに設置される公衆浴場の用に供する揚水施設

五 河川法が適用され、又は準用される河川の河川区域内の地下水の揚水施設

六 非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設

七 地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設

4 第七十六条の規定が適用される場合を除き、地下水の揚水施設を設置する者は、規則で定めるところにより、揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置、揚水機の出力等を知事に届け出なければならない。

ればならない。

2 前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートル以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。

3 次の各号に掲げる揚水施設については、前二項の規定は適用しない。

一 工業用水法による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律による許可の対象となる揚水設備

二 温泉法による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設

三 水道法に基づき水道事業経営の許可を受けた者が設置する揚水施設

四 公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）で、浴室の床面積の合計が百五十平方メートル以下のものに設置される公衆浴場の用に供する揚水施設

五 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による許可の対象となる河川区域内の地下水の揚水施設

六 非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設

七 地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設

4 第一項の規定により地下水の揚水施設を設置する者は、規則で定めるところにより、揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置、揚水機の出力等を知事に届け出なければならない。

5 第七十六条の規定が適用される場合を除き、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置又は揚水機の出力を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

6 第一項の規定は、前項の届出を行った者について準用する。

(揚水量の測定等)

第三百三十五条 何人も、第九十七条の規定が適用される場合を除き、都内に於いて規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならぬ。ただし、工事等に伴う一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

第三百三十六条から第三百五十条まで (現行のとおり)

第六章 雑則

第三百五十一条 (現行のとおり)

(立入検査)

第三百五十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、自動車、建設作業機械等の所在すると認める場所、工場、指定作業場、建設工事現場その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、建設作業機械等、自動車検査証、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、土壤若しくは地下水の採取をし、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入検査等(第三章の規定に係るものを除く。)を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都公害監察員と称するものとする。

4 第三章の規定に係る立入検査等及び同章の規定に関する都民からの情報提供に基づく調査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都自動車公害監察員と称するものとする。

5 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第一項の規定は、次条第一項の規定が適用される場合には、適用しない。

第三百五十二条の二 知事は、この条例第二章の施行に必要な限度において、

関係職員に、第五条の七第六号の事業所、口座名義人若しくは登録検証機

5 揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置、揚水機の出力を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(揚水量の測定等)

第三百三十五条 何人も、第九十七条の規定が適用される場合を除き、規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならぬ。ただし、工事等に伴う一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

第三百三十六条から第三百五十条まで (略)

第六章 雑則

第三百五十一条 (略)

(立入検査等)

第三百五十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、自動車、建設作業機械等の所在すると認める場所、工場、指定作業場、建設工事現場その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、建設作業機械等、自動車検査証、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、土壤若しくは地下水の採取をし、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入検査等(第三章の規定に係るものを除く。)を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都公害監察員と称するものとする。

4 第三章の規定に係る立入検査等及び同章の規定に関する都民からの情報提供に基づく調査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都自動車公害監察員と称するものとする。

5 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

関の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、東京都地球温暖化監察員と称するものとする。

4 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入調査)

第五百五十三条 知事は、第五条の六第一項、第八条の二第一項、第八条の三、第八条の四第一項、第八条の二十五、第九条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化の対策の実施状況について調査させることができる。

2 知事は、第十七条の二十二、第十七条の二十三第一項及び第五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他

(立入調査)

第五百五十三条 知事は、第六条第四項、第七条の三第三項、第七条の四第二項、第八条の二第一項及び第四項、第八条の三、第九条第一項並びに第五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者の同意を得て、その設置し、又は管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況について調査させることができる。

の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は省エネルギー性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4 知事は、第二十五条の七、第二十五条の八及び百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。

5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。

百五十四条 (現行のとおり)

(報告の徴収)

百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 知事は、工場を設置している者、指定作業場を設置している者又は百三十五条の規定により地下水を揚水している者が、第九十七条又は百三十五条に規定する報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うことを命ずることができる。

(違反者の公表)

2 知事は、第二十四条及び第二十五条並びに百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主又はマンション販売受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置又はマンション環境性能表示の実施状況について調査させることができる。

3 知事は、第二十五条の六及び第二十五条の七並びに百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。

4 前三項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、マンション販売受託者、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。

百五十四条 (略)

(報告の徴収)

百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定エネルギー供給事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定建築主、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 知事は、工場を設置している者、指定作業場を設置している者又は百三十五条の規定により地下水を揚水している者が、第九十七条又は百三十五条に規定する報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うことを命ずることができる。

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八号又は第五十六条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条又は第六十条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、規制基準その他のこの条例に定める遵守すべき事項に違反して著しくばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は発生させ、かつ、知事の改善命令その他のこの条例による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

第百五十七条 (現行のとおり)

第七章 罰則

第百五十八条 (現行のとおり)

第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第百十五条第二項又は第百十六条第二項の規定による命令に違反した者

一の二 第五条の二十二第三項、第四項又は第六項の規定による申請に關し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

一の三 第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第八号までの事項について虚偽の報告をした者

一の四 第八条の六第一項又は第三項の登録を受けずに検証業務を行つた者

一の五 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けた者

一の六 第八条の十五の規定に違反した者

第百五十六条 知事は、第九条第一項、第九条の七、第十七条、第二十五条、第二十五条の七、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八号又は第五十六条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、第四十二条第一項、第五十八条又は第六十条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、規制基準その他のこの条例に定める遵守すべき事項に違反して著しくばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は発生させ、かつ、知事の改善命令その他のこの条例による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

第百五十七条 (略)

第七章 罰則

第百五十八条 (略)

第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第百十五条第二項又は第百十六条第二項の規定による命令に違反した者

一の七 第八條の十七の規定に違反して第八條の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかつた者

二 第八十一條第一項の規定による認可を受けず、工場を設置した者
第六十條 次の各号の一に該当する者は、二十五万円以下の罰金に処する。

一 第五條の八第二項、第五條の十第一項又は第八十九條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第五條の十三第三項又は第五條の十四第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

第六十條の二 第五條の二十一第三項の規定による申請若しくは同條第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の申請若しくは届出をした口座名義人（指定地球温暖化対策事業者に限る。）は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十一條 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第八十二條第一項の規定による認可を受けず、第八十一條第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

一の二 第六條の二第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第九十條又は第二百二十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九十二條第一項の規定に違反して、指定作業場を設置し、又は第八十九條第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第五十二條第一項の規定による立入り、検査若しくは採取、第五十二條の二第一項の規定による立入り若しくは検査又は第五十四條第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十二條 （現行のとおり）

第六十三條 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

一 第二十八條第一項若しくは第二項若しくは第九十九條の規定による計画書又は第一百十一條第二項の規定による方法書を提出しなかつた者

二 第五條の九第一項若しくは第二項、第八條の十第一項、第八條の十一第一項若しくは第二項、第八十七條（第九十三條第一項の規定により準用する場合を含む。）又は第八十八條第三項（第九十三條第二項の規定

二 第八十一條第一項の規定による認可を受けず、工場を設置した者
第六十條 第八十九條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十五万円以下の罰金に処する。

第六十一條 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第八十二條第一項の規定による認可を受けず、第八十一條第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

二 第九十條又は第二百二十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九十二條第一項の規定に違反して、指定作業場を設置し、又は第八十九條第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第五十二條第一項の規定による立入り、検査若しくは採取又は第五十四條第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十二條 （略）

第六十三條 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

一 第二十八條第一項若しくは第二項若しくは第九十九條の規定による計画書又は第一百十一條第二項の規定による方法書を提出しなかつた者

二 第八十七條（第九十三條第一項の規定により準用する場合を含む。）又は第八十八條第三項（第九十三條第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五条の九第四項、第二十九条、第一百十条第一項又は第一百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第六十四条及び第六十五条（現行のとおり）

附則（現行のとおり）

別表第一から別表第六まで（現行のとおり）

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準

一から三まで（現行のとおり）

四 汚水

(-) 有害物質に係る基準

備考

一（現行のとおり）

二 削除

三から六まで（現行のとおり）

(-)及び(三)（現行のとおり）

五から七まで（現行のとおり）

別表第八から別表第十三まで（現行のとおり）

三 第二十九条、第一百十条第一項又は第一百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条及び第六十五条（略）

附則（略）

別表第一から別表第六まで（略）

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準

一から三まで（略）

四 汚水

(-) 有害物質に係る基準

備考

一（現行のとおり）

二 有害物質に係る基準が適用される汚水とは、工場又は指定作業場の排水口（汚水を排出する場所をいう。）から公共用水域に排出される水をいう（以下、有害物質、窒素含有量及び^{ホウ素}燐含有量を除く項目に係る基準が適用される汚水及び窒素含有量及び燐含有量に係る基準が適用される汚水について同じ。）。

三から六まで（略）

(-)及び(三)（略）

五から七まで（略）

別表第八から別表第十三まで（略）